

初めて

求人を出された事業主の皆様へ



〈求人について〉

- ・申し込まれた求人はハローワーク内に設置されたパソコン（求人検索用端末）、ハローワークインターネットサービスで公開するほか、窓口での求職者への提供、庁舎内に掲示・配架や求人情報冊子に掲載を行います。

〈求人の有効期限について〉

- ・求人受付年月日の翌々月末までです。求人の有効期限前に求人募集を終了する場合は速やかにハローワークにご連絡ください。
- ・応募がない、採用が決まらないなどにより有効期限を過ぎた後も引き続き求人の公開を希望される場合は求人票の記載内容の見直しをご検討いただき、求人更新の手続きをお願いします。
- ・各種保険（労災・雇用・健康・厚生）の加入要件を満たされた場合には、その保険にご加入いただいた後でない、と、次の求人が出せませんのでご注意ください。

〈ハローワークの紹介について〉

- ・求職者から応募希望がありましたら、ハローワークから電話連絡します。求人条件の確認や面接日時の調整をさせていただきますので、ご対応をお願いします。
- ・ハローワークの紹介で応募する求職者には「紹介状・選考結果通知」をお渡ししています。応募者が面接時に持参するか書類選考の場合は応募書類と一緒に送付しますのでお受け取りください。
- ・選考結果が決定しましたら、選考結果通知の日数以内に応募者本人へ連絡するとともに、最終結果についてはハローワークにもご連絡をお願いします。
- ・ハローワークの紹介を受けずに応募した方を採用した場合はハローワークの職業紹介を要件とする各種助成金等の支給対象とはなりません。また、面接が終わった方はハローワークの職業紹介を行うことができませんので、ご注意ください。

〈オンライン自主応募について〉

- ・「オンライン自主応募」で応募の申し込みがあった場合は、ハローワーク等の職業紹介を要件とする助成金の対象にはなりませんのでご注意ください。

〈採用選考について〉

- ・職務遂行上必要な適性・能力に基づいて採用選考を行ってください。家族状況や生活環境といった、応募者の適性・能力とは関係のない事柄を面接などで質問しないようお願いします。
- ・求人票に記載されている条件での選考をお願いします。
- ・求人票に記された労働条件は、そのまま採用後の労働条件となることが期待されています。やむを得ず、条件を変更しなければならない場合は、求職者に対し可能な限り速やかに変更内容を明示しなければなりません。また、ハローワークにもご連絡ください。
- ・面接時などで、ほかの職種や請負契約の提案など求人票に記載されている条件以外の条件を提案することは厳禁となっています。（よかれと思つての提案もしないでください。）

〈採用の場合は〉

- ・使用者は、労働契約の締結に際し、労働者に対して賃金、労働時間その他の労働条件を明示しなければなりません。

〈その他〉

- ・ハローワークで求人を公開した際に求人広告サイトを運営する事業者等から営業の電話がかかってくることもあるとの声をいただいています。求人票へ「営業はお断り」などの文言を入れるなどの対応が可能です。ご相談ください。
- ご不明な点がございましたら、お気軽に下記までお問い合わせください。

お問い合わせ先：ハローワーク枚方 事業所サービス部門（部門コード31#）TEL072-841-3363